

フォークリフト運転技能講習助成金交付要綱

平成31年4月1日制定
公益社団法人宮城県トラック協会

(目的)

第1条 公益社団法人宮城県トラック協会(以下「宮ト協」という)は、労働安全衛生法第61条(就業制限)及び労働安全衛生法施行令第20条11項(就業制限に係る業務)の規定により、最大荷重1トン以上のフォークリフト運転業務に携わることができるよう、貨物自動車運送事業者が、雇用している運転者に陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部(以下「陸災防宮城県支部」という)の講習を受講させて修了証の交付を受けた場合、その費用の一部を助成することにより、円滑な会社の運営に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱による助成対象者は、雇用している運転者に陸災防宮城県支部のフォークリフト運転技能講習を受講させて修了証の交付を受けた貨物自動車運送事業者(宮ト協会員以外の事業者にあつては、安全性優良事業所を有し、適正化事業実施機関による巡回指導の評価が「A」であり、かつ理事会の承認を受けた事業者に限る)(以下「事業者」という)とする。

(助成金額)

第3条 助成金額は、1名あたり1万円を上限とし、1事業者の助成人数は、宮ト協に届出している車両台数(会員名簿への登録車両台数)と同数を限度(最大3名まで)とする。

(実績の報告及び助成金交付の請求)

第4条 事業者は、受付期間中に雇用している運転者に陸災防宮城県支部のフォークリフト運転技能講習を受講させて修了証の交付を受けた場合、様式1「フォークリフト運転技能講習助成事業実績報告書(助成金交付請求書)」により実績の報告及び助成金交付の請求をする。【事績報告】

受付期間は、令和5年4月1日から令和6年2月29日まで(予算額に達した場合はその時点で受付終了)とする。

(助成金の交付)

第5条 宮ト協は、前条による助成金交付の請求があつた場合、速やかにその内容を審査し、条件に適合すると認められた時は、事業者に対して助成金を交付する。

(助成金の返還)

第6条 宮ト協は、事業者がこの要綱その他宮ト協が定める事項に違反した時、又は虚偽その他不正な手段により助成金交付を受けた時は、既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、宮ト協が行う助成事業の全てに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(報告の義務)

第7条 助成金交付を受けた事業者は、宮ト協からの求めがあつた場合(調査等)、所定の報告を行わなければならない。

(その他の必要な事項)

第8条 この要綱に定めるものの他、助成金交付に関するその他の必要な事項は、宮ト協が別にこれを定める。

附 則 本要綱は令和5年4月1日から施行する。